

刈谷市職員環境行動計画
(エコアクション刈谷)



目 次

	ページ
I 計画の背景と取組評価.....	1
1 計画の背景	
2 前計画の評価	
II 計画の基本的事項.....	3
1 計画の目的	
2 計画の期間	
3 計画の適用範囲	
4 計画の考え方	
III 温室効果ガスの排出状況及び削減目標.....	4
1 対象とする温室効果ガスの種類	
2 計画の目標	
(1) 温室効果ガス総排出量の削減目標	
(2) 関係項目別の目標	
IV 計画で定める具体的配慮事項及び取組.....	6
1 財やサービスの購入に関する事項	
2 日常の事務・事業に関する事項	
3 財や建築物の管理等に関する事項	
V 推進体制.....	9
VI 進行管理.....	9

I 計画の背景と取組評価

1 計画の背景

地球温暖化は、将来の人類の生存基盤に大きな影響を及ぼす重要な問題です。地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇し、地球全体の気候に大きな変動をあたえるもので、平均気温の上昇、農作物や生態系への影響、暴風・台風・ゲリラ豪雨等による被害など多くの現象をもたらすものとされています。地球温暖化の主因は、温室効果ガス（主に二酸化炭素）排出量の増加であるとされ、その原因は、主に私たちの暮らしや仕事に必要なエネルギーを創り出すための化石燃料の消費であるとされています。

世界では、平成27年12月にパリで開催された「第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）」において、法的拘束力のある国際的な合意文書となる「パリ協定」が採択され、世界の平均気温の上昇を産業革命から2℃未満にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組が構築されました。

日本では、「パリ協定」を受け、平成28年5月に「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、2030年度（令和12年度）に2013年度（平成25年度）比で、温室効果ガス排出量を26%削減するという目標が掲げられました。この中で、地方公共団体の事務・事業が該当する「業務その他部門」では、2013年度比40%という温室効果ガス排出量の大幅な削減が求められています。また、令和2年10月には、菅内閣による「2050年カーボンニュートラル宣言」があり、国内での温室効果ガス削減への取り組みに対する関心が一層高まってきています。

本市では、平成10年12月に「刈谷市環境保全行動計画（エコアクション刈谷）」を策定し、公共施設における温室効果ガス削減の取り組みを進めてきました。今回、「エコアクション刈谷（第6版）」（以下、「前計画」という。）の期間の満了に伴い、2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）を期間とする「エコアクション刈谷（第7版）」（以下、「本計画」という。）を作成しました。世界や日本国内の動向、現状を踏まえながら、一事業所として自ら率先して、温室効果ガス排出量の削減を引き続き積極的に進めてまいります。



2 前計画の評価

前計画では、平成28年度から令和2年度の期間において、基準年度（平成26年度）比で温室効果ガス総排出量を6%削減する目標のもと取組を行ってきました。現段階で算出が可能な令和元年度の値で評価すると次のような結果となります。

前計画の目標

項目	平成26年度 (基準年)	令和2年度 (目標年)	削減率
温室効果ガス総排出量 (kg-CO ₂)	17,977,662	16,899,002	△6%

前計画の評価（直近の実績値による評価）

項目	平成26年度 (基準年)	令和元年度 (直近の実績値)	削減率
温室効果ガス総排出量 (kg-CO ₂)	17,977,662	19,712,043	+9.65%

結果として、直近の実績である令和元年度の実績値による評価では、削減率が基準年度（平成26年度）比で9.65%の増加となっており、令和2年度における目標達成は非常に難しい状況となっています。増加の原因については、以下のものが挙げられます。

- ・熱中症対策等のため、教育施設におけるエアコン設置と電気の使用量の増加
- ・新規施設（歴史博物館、特別支援学校等）の増加

本計画では、「地球温暖化対策計画」の目標である2030年度（令和12年度）までに2013年度（平成25年度）比で温室効果ガス排出量を40%削減することを目標としますが、前計画の評価を踏まえ、目標達成に向け、より一層の省エネや節電活動を積極的に推進していくことが重要となります。



II 計画の基本的事項

1 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）第21条第1項に基づいて策定を義務づけられている「地方公共団体実行計画（事務事業編）」としての位置づけを持ちます。

温室効果ガスの排出抑制を含め、市役所の事務及び事業における環境負荷を軽減させることを目的として、職員一人ひとりが自らの行動に責任を持つとともに、各職場での環境配慮行動を日常業務に定着させ、全庁的な推進を図っていくものとします。

2 計画の期間

2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）までの10年間とし、必要に応じて見直しを行います。

また、基準年度は2013年度（平成25年度）とします。

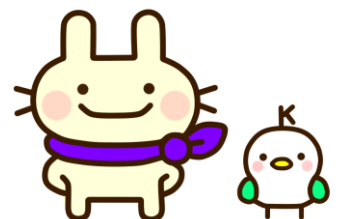
3 計画の適用範囲

市役所における全ての事務及び事業（委託事業を除く。）を対象とします。適用施設は、市が管理運営する施設及び指定管理者制度導入施設です。

4 計画の考え方

中間年に当たる2025年度（令和7年度）には、計画の推進状況を検証し、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

また、前計画では、電力の排出係数を基準年度に固定し温室効果ガス排出量を算出していましたが、本計画では、直近の排出係数を用いて算出する変動制を採用し、より実情に近い形で温室効果ガス排出量を算定します。



III 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1 対象とする温室効果ガスの種類

温対法第2条第3項において対象としている温室効果ガスは、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)及びフロン類4種類(ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふつ化硫黄(SF₆)、三ふつ化窒素(NF₃))です。

このうち、対象とする温室効果ガス及び排出活動については、本市の事務及び事業の実態や、排出量把握の難易度等を考慮し、下記のとおりとします。

対象温室効果ガス 対象排出活動	二酸化炭素 (CO ₂)	メタン (CH ₄)	一酸化二窒素 (N ₂ O)
燃料の使用(公用車燃料を含む)	○		
電気の使用(自家発電を除く)	○		
公用車の走行		○	○
し尿処理施設における処理 (し尿・浄化槽汚泥)		○	○
浄化槽によるし尿・雑排水処理		○	○
一般廃棄物の焼却		○	○

※ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふつ化硫黄(SF₆)、三ふつ化窒素(NF₃)は、対象外とする。

2 計画の目標

(1) 温室効果ガス総排出量の削減目標

2030年度(令和12年度)における市役所の事務及び事業に伴う温室効果ガスの総排出量を、2013年度(平成25年度)の総排出量を基準として、40%削減することを目指します。

項目	2013年度 (基準年)	2030年度 (目標年)	削減率
温室効果ガス総排出量(kg-CO ₂)	19,672,113	11,803,267	△40%

※メタン、一酸化二窒素は、地球温暖化係数を乗じて二酸化炭素に換算。

(2) 関係項目別の目標

① 温室効果ガスの排出量削減に関する項目

項目	2013年度 (基準年)	2030年度 (目標年)	改善値
施設におけるエネルギー使用総量 (※) (原油換算値・電気使用量含む)	9,488 kl	7,396 kl	△22%
施設におけるエネルギー使用効率 (原油換算値を単位面積等で除して算出)	100 (基準値)	78	22%改善
施設における電気使用量 (※)	28,182 千 kwh	23,581 千 kwh	△16%
公用車の燃料使用総量 (原油換算値)	105.7 kl	63.4 kl	△40%

※電気の二酸化炭素排出係数は、電気事業低炭素社会協議会において「政府が示す2030年度の長期エネルギー需給見通しに基づき、2030年度に国全体の排出係数0.37 kg-CO₂/kWh程度を目指す。」という目標を掲げているため、本計画の目標年の排出係数を0.37 kg-CO₂/kWhと仮定し、温室効果ガス排出量40%削減を達成するための「施設におけるエネルギー使用総量」及び「電気使用量」を算出。

② その他、環境配慮行動に関する項目

項目	2019年度 (参考年) (※)	2030年度 (目標年)	改善値
グリーン購入達成率 (数量ベース)	86.2%	96.2%	10%改善
用紙類の購入量	69,476 kg	62,528 kg	△10%
水の使用量	429,919 m ³	386,927 m ³	△10%

※上記3項目は、直接的に温室効果ガスの排出量削減に関する項目ではないため、国の「地球温暖化対策計画」の基準年である2013年度ではなく、直近の実績である2019年度を参考年とし、改善目標を算出。



IV 計画で定める具体的配慮事項及び取組

計画における具体的な取組を以下に示します。

1 財やサービスの購入に関する事項

番号	対象	具体的な取組内容
1	公用車	① 燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車を率先導入する。
2	OA機器類	① OA機器、家電製品、照明等の導入・更新時は、積極的に省エネルギー型の製品を選択する。
3	一般物品	① 物品の調達に当たっては、刈谷市グリーン購入基本方針を遵守する。

2 日常の事務・事業に関する事項

番号	対象	具体的な取組内容
1	照明設備	① 休憩時間、業務時間外においては、必要最小限の部分を除き消灯する。 ② 廊下、ミーティングスペース等では、自然光を活用し、照明の使用を控える。
2	OA機器類	① 休憩時間や離席時は、PCをスリープ状態とする。(2時間以上は、電源OFF) ② 最後に執務室等から退室する職員は、全てのOA機器類の電源が落ちていることを確認する。 ③ PCの輝度は、50%とする。(可能な場合は、40%程度とする。) ④ 低電力モード、節電モードがある機器は、活用する。 ⑤ 可能な限り未使用時は、コンセントから抜いておく。(使用頻度の低い機器をコンセントに挿したままにしない。)
3	エレベーター	① 傷病時や荷物運搬時を除き、上階へ4フロア以上の移動以外は階段を利用する。
4	空調設備 給湯設備	① 換気を考慮しながら、可能な限り冷暖房中の窓・出入口を開放しない。 ② 会議室に不要な空調が入らないよう、会議室管理を徹底する。 ③ 執務室のブラインドやカーテンを有効利用する。 ④ クールビズ・ウォームビズ等を活用し、冷暖房の使用期間や時間、設定温度の抑制を図る。 ⑤ 空調吹き出し口や窓際の風の流れの付近に荷物を置かない。 ⑥ 給湯器の給湯温度は、低めに設定する。
5	水資源	① 水を使用する際は、必要最小限に努める。 ② 自動水栓でない場合は、使用後に水道栓がしっかり閉まっていることを確認する。

6	公用車	<ul style="list-style-type: none"> ① 近距離（片道1キロメートル以内）の移動は、可能な限り徒歩や自転車で行う。（片道500メートル以内は、原則公用車を使用しない。） ② 可能な範囲で乗り合わせに努める。 ③ 可能な範囲で公共交通機関を活用する。 ④ エコカーや小型車両など燃費性能の高い車両を優先的に利用する。 ⑤ エコドライブを励行する。（急発進、急加速、空吹かし等を抑制する。） ⑥ 駐停車時のアイドリングストップに努める。 ⑦ 不要物を積載したまま利用しない。 ⑧ 有料道路走行時は、ETC搭載車両を利用する。 ⑨ クールビズ・ウォームビズ等により、カーエアコンの使用をできる限り控える。 ⑩ 事前に下調べを行い、走行ルート合理化に努める。
7	紙類	<ul style="list-style-type: none"> ① 会議資料の簡素化、要約版・概要版の作成、個人持ち資料の削減等を進める。（スマート会議を実施する。） ② 両面・縮小印刷、裏面利用、ミスコピー防止を徹底する。 ③ 電子決裁、電子メール等の機能による電子データを活用し、ペーパーレス化を図る。 ④ 封筒の省略や使用済み封筒の再使用など、封筒使用の合理化を図る。
8	ごみの排出 リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ① 事務用物品は、可能な限り再利用する。 ② 在庫管理を徹底し、余分なものを購入しない。（使用期限切れ等による廃棄を抑制する。） ③ 資料・カタログ類は、必要最低限なもの以外を受け取らないようにする。 ④ 個人ごみの発生を抑制する（マイボトルの利用や個人ごみ持ち帰りなど）。 ⑤ 廃棄時の分別を徹底する。 ⑥ 使用済み古紙の再資源化を推進する。 ⑦ コピー機やプリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。
9	その他	<ul style="list-style-type: none"> ① ノー残業デーの一層の徹底を図る。 ② 事務作業について、常に見直しを行い、時間外勤務を削減する。 ③ 公共交通機関、マイカー相乗り、自転車、徒歩等による通勤（エコ通勤）に努める。 ④ トイレの便座ヒーターは、保温のため使用後に蓋を閉める。

3 財や建築物の管理等に関する事項

番号	対象	具体的な取組内容
1	公用車	① タイヤの溝や空気圧等を定期的に点検し、適切な車両の整備を行う。
2	施設設計	① 太陽光発電システムの設置など、自然エネルギーを活用する。 ② 省エネルギー型の照明機器（LED等高効率照明など）や空調機器（高機能換気設備など）の設置・更新に努める。 ③ コージェネレーションシステムの導入など、エネルギー使用の合理化に努める。 ④ 建物の断熱性の向上に努める。 ⑤ 既存施設について省エネルギー改修をする際は、E S C O事業の導入に努める。 ⑥ 省エネ法に基づき、公共施設の省エネ化を計画的に進める。
3	水資源	① 水漏れ点検の実施や流量・水圧の調整により、水利用の適正化を図る。 ② 節水コマ、自動水栓、トイレの流水音発生器など、節水に有効な設備・器具を導入する。 ③ 雨水利用や排水の再利用を図る。
4	緑地	① 植栽の設置や壁面・屋上緑化により、公共施設の緑化を推進する。 ② 既存緑地の保全を図る。 ③ 新設の公共施設については、敷地面積に対し20%以上の緑被率を確保するよう努める。
5	空調設備	① 原則、冷房は28度、暖房は19度に設定する。 ② 空調や換気フィルター等をこまめに清掃し、点検するとともに空調対象範囲の細分化をするよう努める。
6	照明設備	① 照明器具等をこまめに清掃し、光源の効果的な活用に努める。 ② 照明器具に調光器を設置し、明るさを管理するよう努める。 (推奨照度：執務室750lx、会議室500lx)
7	その他設備	① エスカレーターは、人感センサーにより未利用時の停止に努める。 ② 夏は、トイレの便座ヒーターの電源を切るか、節電モードにする。 ③ 冷蔵庫の設定温度を変更できる場合は、できる限り控えめに設定する。
8	工事	① 環境に優しい工法・資材などを活用した公共工事に努める。 ② 受注者に廃棄物適正処理の徹底を指示する。 ③ 国産材やあいくる材の率先利用に努める。



V 推進体制

この計画の進行管理を定期的、継続的に行い、以下の推進体制で計画を着実に推進します。

①環境審議会

学識経験者、事業者や各種団体の代表者、関係行政機関等で構成し、目標の達成状況、年次報告書等に関する審議を行います。

②庁内会議

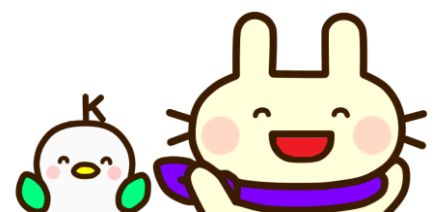
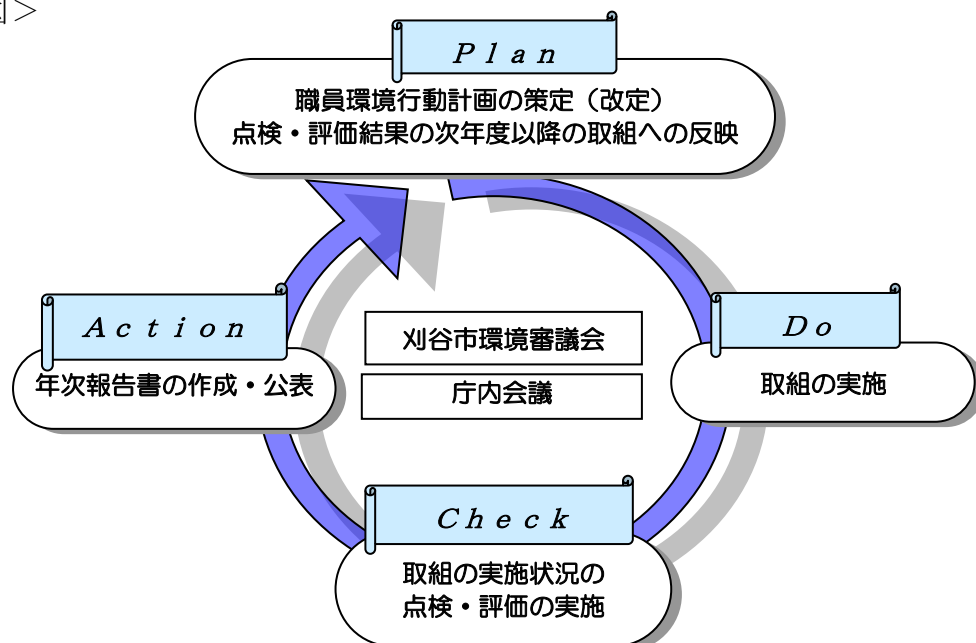
関係各課等で構成する庁内会議を開催し、目標の達成状況の評価、年次報告書等の確認を行い、横断的な推進を図ります。

VI 進行管理

この計画の進行管理は、PDCAサイクルにより着実に実行します。

具体的には、計画の進捗状況、取組の実施状況の定期的な点検と評価を行い、環境審議会、庁内会議において審議するとともに、その結果を以降の取組に反映し、継続的な改善を図ります。また、目標達成状況等については、年次報告書により市民、事業者公表します。

<進行管理図>



策定・改定の経緯

平成10年12月		「刈谷市環境保全行動計画（エコアクション刈谷）」策定
平成12年3月		改定（第2版）
平成14年4月		改定（第3版）
平成18年4月		改定（第4版）
平成23年4月		改定（第5版） ※名称を「刈谷市職員環境行動計画 （エコアクション刈谷）」に変更
平成28年4月		改定（第6版）
令和3年4月		改定（第7版）



刈谷市職員環境行動計画 （エコアクション刈谷） 第7版

発行者 産業環境部 環境推進課

発行年月 令和3年4月

内線：2371 外線：62-1017